

# 公益社団法人白井市シルバー人材センター総会運営規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人白井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の総会の議事運営に関する事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を有する正会員および特別会員（以下「会員」という。）及びその他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

## 第2章 役員及び会員等の出席

(会員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする会員は、会場受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

2 あらかじめ送付を受けた書類を提示できない会員については、相当と認める方法で審査し、資格が明らかになった場合には出席を認めるものとする。

(会員代理人の出席)

第4条 会員の代理人として出席しようとする者は、開催日の前日までにセンターへ、委任状を提出することにより、その資格を明らかにしなくてはならない。なお、委任状用紙が、あらかじめセンターが送付した委任状用紙と相違する場合には、相当と認める方法でこれを審査し、資格が明らかになった場合には出席を認めるものとする。

(理事及び監事等の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 センターの職員及びセンターが委託する弁護士等は、理事、監事を補佐するため、議長の許可をうけて総会に出席することができる。

3 議長は、前項に規定した者のほか次項にあたる者について、議事運営の妨げとならず、総会会場に十分な余裕がある場合に限り、入場を許可することができる。

(1) 会員の介助者 (ただし、会員一名につき一名に限る)

(2) 傍聴を希望する者 (ただし、会員の席と区分した席とする)

- 4 議長は、前項の規定により入場を許可した者に対して、総会開会中の発言、拍手その他議事の進行に関与あるいは妨げとなる言動をさせてはならない。

## 第3章 議長

(資格)

第6条 総会の議長となる者は、その総会において出席した会員のうちから選出する。

- 2 議長選出までの仮議長は、理事長が務める。

(権限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するための必要な措置をとることが出来る。

- 2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

- 3 議長に退場を命ぜられた者は、再入場することはできない。

(議長不信任動議の審議)

第8条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

## 第4章 議事

### 第1節 開会

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、会員の出席状況を確認のうえ、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第10条 議長は、定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第11条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、会員の出席状況を会場に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、センターの職員をもって行わせることができる。

## 第2節 議題の審議

(議題の審議及び順序)

- 第12条 議長は、あらかじめ召集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。
- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。
  - 3 総会においては、召集通知に記載された議題について議決する。

(理事等の報告及び説明)

- 第13条 議長は議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を受けたうえで、センター職員又は補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による会員提案に係る場合にあつては、議長は、当該会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。
  - 3 前項の場合において、当該会員は、議長の許可をうけて補助者に説明をさせることができる。

## 第3節 会員の発言

(発言の許可)

- 第14条 会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。
- 2 会員の発言の順序は、議長が決定する。
  - 3 議長は、発言しようとする会員に挙手をさせ、その席又は議長の指定する場所で発言させなければならない。なお、発言に先立ちその氏名を明らかにさせるものとする。

(発言の内容及び時間等の制限)

- 第15条 会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。
- 2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、会員の発言時間を制限することができる。
  - 3 議長は、次の発言に対して必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。
    - (1) 議長の指示に従わない発言
    - (2) 議題又は議案に関係しない発言
    - (3) 冗長にわたる発言
    - (4) 重複する発言
    - (5) 総会の品位を汚す発言
    - (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言

(7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

- 4 発言者は、議長の許可を受けて発言を取り消し、又は訂正することができる。ただし、発言の取消し又は訂正は、議長が閉会を宣言する前で行なければならない。

(発言の時機)

第16条 会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後で行なければならない。当該議題又は議案に関して発言することが出来ない。

#### 第4節 質問に対する説明

(説明義務者)

第17条 会員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

- 2 会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事及び監事は、議長の許可を得たうえで補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第18条 理事又は監事は、会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第19条 理事又は監事は、会員の質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることによりセンターその他の者(会員を除く)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### 第5節 動議

(修正動議)

第20条 会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。

ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第21条 会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第22条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- (2) すでに、同一の内容の動議が否決されているとき
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなき

## 第6節 休 憩

(休 憩)

第23条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

## 第7節 審議の終了及び採決

(質疑及び討論の打ち切り)

第24条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採 決)

第25条 議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

2 会員は、自己の評決に際して条件を付けることはできない。訂正を求めることもできない。

(採決の順序)

第26条 議長は、原案に対し修正案が提出された場合には、原案に先立ち修

正案の採決を行う。

- 2 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

(出席した会員の範囲)

第27条 総会の決議については、出席した会員本人、代理人を出席させた会員、並びに議決権行使書面（書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるとした場合。以下同じ）を開催日の前日までにセンターに提出した会員の各議決権の数を、出席した会員の議決権の数に算入する。

- 2 前項において、議決権行使書面を提出した会員の議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第28条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面については修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面については修正案の採決につき棄権として、それぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第29条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣告)

第30条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

## 第8節 終 了

(延期又は続行)

第31条 総会を延期又は続行する場合は、総会の議決による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項のただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を会員に通知する。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉 会)

第32条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第33条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。また議長、出席した理事長及び議事録作成に係る職務を行った理事はこれに記名押印しなければならない。

3 前項の議事録は、10年間センターの事務所に、備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第34条 招集権者は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

## 第5章 雑 則

(撮影、録音の禁止)

第35条 会員及び代理人その他総会会場に入場する者は、議長の許可を得ずに総会の会場内において写真の撮影、録音をしてはならない。

2 総会を撮影又は録音しようとする者は、総会の前日までに理事長に届けた上で、総会の日議長の許可を受け、議長の指示に従い、総会の進行を妨げてはならない。また、会員が権利を行使する場合を除いて発言はできない。

(携行物等の持込み禁止)

第36条 会員及び代理人その他総会会場に入場する者は、ハンドマイク、旗その他総会の平穏な議事進行を妨げる目的で使用される物品、若しくは妨げるおそれのある物品を携行してはならない。

2 議長は、前項の物品を携行している者に対し当該物品の会場への持込みを禁止しなければならない。これに従わない者に対して総会会場への入場を禁止しなければならない。

(事務局)

第37条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(委 任)

第38条 この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月17日から施行する。